

令和2年4月10日

各県立学校長 様

三重県教育委員会教育長

### 新型コロナウイルス感染防止への対応について（通知）

全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大しており、本県からの通勤などの人の移動が多い愛知県においても、感染者数の増加に加え、感染経路が判明しない件数も増加し、本県での感染リスクも、これまでになく高まっています。また、隣接する岐阜県では新たなクラスターが発生しているほか、滋賀県、和歌山県でも感染が拡大しており、大阪府においても先般、特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされるなど、周辺における状況が急変しています。

県内においては、感染経路が不明なものはないものの、特に最近は県外からの移動者に係る感染が継続しています。さらに、これまでは感染が確認されていなかった県南部地域においても感染者が確認されるなど、地域が拡大しています。

このように、愛知県や大阪府等への通勤などの人の移動や県内の発生状況を総合的に考えると、三重県における感染リスクはこれまでとは異なる状況にあります。

学校における教育活動については、児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立を慎重に検討し、対応してきましたが、今回のこれまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、全ての県立学校について、臨時休業とします。臨時休業中の対応については、下記のとおりです。

#### 記

##### 1 臨時休業の期間と留意事項

令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）（ただし、盲学校、聾学校、杉の子特別支援学校石薬師分校、特別支援学校北勢きらら学園は4月16日、城山特別支援学校は4月17日からとします。）

4月13日から臨時休業に入る前までの期間には、臨時休業中における家庭での学習方法や、留意事項等を指導するとともに、通学時の混雑緩和を含めて各学校の実情に即し、4月7日及び8日に各学校において確認した感染防止対策を改めて徹底すること。

## 2 臨時休業中の児童生徒の健康管理（保健体育課）

児童生徒に対し、以下に示す感染予防対策に留意して過ごすよう指導するとともに、児童生徒の状況把握に努めること。

- ① 家庭においては体温測定を行うなどの体調管理に努めること。
- ② 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ③ 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ④ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。

## 3 休業中の連絡体制の確保（高校教育課、特別支援教育課）

メール配信システム等の活用など、学校からの連絡が児童生徒及び保護者に確実に伝わるように体制を整えること。

## 4 教育課程（高校教育課、特別支援教育課）

### ① 家庭学習について

学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すこと。その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等をふまえて、教科書と併用できる適切な教材を提供すること。また、児童生徒が年度初めから授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習など、必要な措置を講じること。

### ② 登校日について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を設ける。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保するなど、感染拡大防止のための措置等を講じること。また、登下校が通勤時間帯と重ならないよう配慮するとともに、終了後は速やかに帰宅させること。

### ③ その他の指導の工夫について

必要に応じて児童生徒を個別に指導する場合や、家庭の状況等により特別な配慮が必要となる場合は、教職員がきめ細かな対応を行うなど、工夫する

こと。

特別支援学校の幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない場合が考えられることから、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、特段の配慮のもと慎重に行うこと。

その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意すること。

#### 5 健康診断への対応（保健体育課）

学校医等による健康診断については、再度、学校医等と日程を調整すること。検診業者による健康診断については、教育委員会の連絡後に改めて調整すること。

#### 6 心のケア等に関すること（生徒指導課）

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）等を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

#### 7 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について（保健体育課）

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うことなどを通じて、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないことを理解させ、偏見や差別が生じないようにすること。

#### 8 部活動（保健体育課）

部活動については休止とする。ただし、自宅での活動を禁止するものではないが、自主的な活動であっても集団で活動することがないよう指導すること。

#### 9 運動機会の確保（保健体育課）

児童生徒の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境下で行うよう児童生徒に指導すること。また、学校の運動場や体育館等を感染拡大防止の措置を講じたうえで開放すること。

10 教職員の勤務（教職員課）

教職員の勤務については通常どおりとする。

11 体育施設の開放（保健体育課）

引き続き、臨時休業期間中は中止する。

12 入学式（高校教育課、特別支援教育課）

入学式を実施する学校においては、こまめに換気し、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりするなど、感染防止対策を徹底すること。

事務担当 高校教育課 高校教育班 谷奥 茂

TEL : 059-224-3002 FAX : 059-224-3023

特別支援教育課 特別支援教育班 石川 真史

TEL : 059-224-2961 FAX : 059-224-3023

保健体育課 健康教育班 柚木 歩

TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023

学校体育班 與谷 慎穂

TEL : 059-224-2973 FAX : 059-224-3023

生徒指導課 生徒指導班 山本 勇人

TEL 059-224-2332 FAX 059-224-3023

教職員課 県立学校人事班 奥山 剣司

TEL : 059-224-2956 FAX : 059-224-3040